

# 社会福祉法人彩凜会評議員等報酬等規程

## （目的及び意義）

第一条 この規程は、社会福祉法人彩凜会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義等）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第四十五条の三四第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## （報酬等の支給）

第三条 評議員等に対して支給する報酬等は、評議員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 職員を兼務する理事に関しては業務に相応する報酬を支給する。
- 3 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

## （報酬の額の決定）

第四条 全評議員の報酬総額は、年間28万円以内とする。

- 2 全理事の報酬総額は、年間1500万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間22万円以内とする。
- 4 評議員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

## （報酬の支給日）

第五条 評議員等の報酬は、職務執行の当月中に支払うものとする。ただし、書面議決権行使の場合においては当該評議員会終了後に速やかに支払うものとする。

## （報酬の支給方法）

第六条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第七条 評議員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第八条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第一〇条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年7月12日から施行し、平成29年7月12日から適用する。

この規程は平成30年7月1日より適用する。

この規程は令和3年7月1日より適用する。

別表第1 評議員等の報酬の額（第四条第4項関係）

役職名	報 酬 の 額 （日 額）
評 議 員 理 事	会議等への出席 1人一律 7,000円
	書面議決権行使 1人一律 3,000円
監 事	監査の実施 1回につき 1人一律20,000円
	会議等への出席 1人一律 10,000円

※ 自治体職員を除く

別表第2 費用（第七条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 （公共交通機関以外）	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人30円/km。 ただし、4km未満は、0円とする。
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額